

令和6年第1回(3月)大郷町議会定例会会議録第5号

令和6年3月19日(火)

応招議員(12名)

1番	赤間繁幸君	2番	鎌田暁史君
3番	鈴木利博君	4番	赤間則幸君
5番	佐々木和夫君	6番	鈴木恵子君
7番	金須新一君	8番	田中三恵子君
9番	熱海文義君	10番	石垣正博君
11番	高橋重信君	12番	石川良彦君

出席議員(12名)

応招議員と同じ

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学君	教育長	鳥海	義弘君
参事(特命担当)	三浦	光君	総務課長	熊谷	有司君
財政課長	菅野	直人君	まちづくり政策課長	高橋	優君
復興推進課長	武藤	亨介君	税務課長	小野	純一君
町民課長	千葉	昭君	保健福祉課長	伊藤	義継君
農政商工課長	片倉	剛君	参事兼地域整備課長	鎌田	光一君
会計管理者	遠藤	龍太郎君	学校教育課長	角田	倫明君
社会教育課長	赤間	良悦君	代表監査委員	雫石	顕君

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉恭啓 次長 相澤幸子 主事 上杉琉日

議事日程第5号

令和6年3月19日(火曜日) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第25号 令和6年度大郷町一般会計予算
日程第3 議案第26号 令和6年度大郷町国民健康保険特別会計予算

日程第4	議案第27号	令和6年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第5	議案第28号	令和6年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第6	議案第29号	令和6年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第7	議案第30号	令和6年度大郷町水道事業会計予算
日程第8	議案第31号	令和6年度大郷町下水道事業会計予算
日程第9	議案第32号	大郷町長等の損害賠償責任の一部免責に関する 条例の一部改正について
日程第10	議案第33号	令和5年度大郷町一般会計補正予算(第10号)
日程第11	議員派遣の件	
日程第12	閉会中の所管事務調査	

本日の会議に付した案件

令和6年3月19日(火曜日) 午前10時開議

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	議案第25号	令和6年度大郷町一般会計予算
日程第3	議案第26号	令和6年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第4	議案第27号	令和6年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第5	議案第28号	令和6年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第6	議案第29号	令和6年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第7	議案第30号	令和6年度大郷町水道事業会計予算
日程第8	議案第31号	令和6年度大郷町下水道事業会計予算
日程第9	議案第32号	大郷町長等の損害賠償責任の一部免責に関する 条例の一部改正について
日程第10	議案第33号	令和5年度大郷町一般会計補正予算(第10号)
日程第11	議員派遣の件	
日程第12	閉会中の所管事務調査	

午 前 10時00分 開 議

議長(石川良彦君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、
これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(石川良彦君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署

名議員は会議規則第110条の規定により、7番金須新一議員及び8番田中三恵子議員を指名いたします。

-
-
- 日程第2 議案第25号 令和6年度大郷町一般会計予算
日程第3 議案第26号 令和6年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第4 議案第27号 令和6年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第5 議案第28号 令和6年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第6 議案第29号 令和6年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第7 議案第30号 令和6年度大郷町水道事業会計予算
日程第8 議案第31号 令和6年度大郷町下水道事業会計予算

議長（石川良彦君） 次に、会議を始めます。

日程第2、議案第25号 令和6年度大郷町一般会計予算、日程第3、議案第26号 令和6年度大郷町国民健康保険特別会計予算、日程第4、議案第27号 令和6年度大郷町介護保険特別会計予算、日程第5、議案第28号 令和6年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算、日程第6、議案第29号 令和6年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算、日程第7、議案第30号 令和6年度大郷町水道事業会計予算、日程第8、議案第31号 令和6年度大郷町下水道事業会計予算を一括議題といたします。

ここで、予算審査特別委員会に付託されました議案第25号から議案第31号までの各予算について、委員長より審査結果の報告を求めます。予算審査特別委員長熱海文義議員。

予算審査特別委員長（熱海文義君） それでは報告いたします。

令和6年3月19日

大郷町議会議長 石川良彦 殿

予算審査特別委員会

委員長 熱海文義

委員会審査報告書

本委員会に付託された下記事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、大郷町議会会議規則第72条の規定により報告します。

なお、本委員会は別紙のとおり意見を付することに決定しました。

記

事件、件名、審査の結果を申し上げます。

議案第25号 令和6年度大郷町一般会計予算、可決すべきものと決定。

議案第26号 令和6年度大郷町国民健康保険特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第27号 令和6年度大郷町介護保険特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第28号 令和6年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第29号 令和6年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第30号 令和6年度大郷町水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

議案第31号 令和6年度大郷町下水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

意見

○一般会計予算

1. 税の収納率の向上を図られたい。
2. ふるさと納税の増収を目指した効果的な取り組みを図られたい。
3. 企業用地を確保し、企業誘致を図られたい。
4. 交通指導隊員の人材確保に努められたい。
5. 公共交通運行の再考をされたい。
6. 各種検診の受診率向上により一層努められたい。
7. ごみ分別の強化を図られたい。
8. 鳥獣被害の支援強化・拡充を図られたい。
9. 農業振興補助金などの支援体制充実を図られたい。
10. さらなる特産品の開発を図られたい。
11. 指定管理者への指導を徹底されたい。
12. 道路の維持管理の強化を図られたい。
13. 災害に備え、耐震対策の支援強化を図られたい。
14. 地域おこし協力隊を増員し、町のPR活動も含め定住化に努められたい。
15. 青少年国際交流事業を実施されたい。
16. 歴史民俗資料館を早期に検討されたい。
17. 町主導による無形文化財の継承に努められたい。
18. 学校給食に地場産品を一層積極的に取り入れられたい。

○国民健康保険特別会計

なし

○介護保険特別会計

相談体制の強化を図られたい。

○後期高齢者医療特別会計

なし

○宅地分譲事業特別会計

なし

○水道事業会計

水道の漏水調査を強化し、有収率向上を図られたい。

石綿セメント管の早期更新を実施されたい。

○下水道事業会計

なし

以上でございます。

議長（石川良彦君） 以上で審査結果の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入りますが、議会運営に関する基準により省略をいたします。

これより議題ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第25号 令和6年度大郷町一般会計予算について討論に入ります。ございませんか。

まず、初めに、本案に対する反対討論の発言を許します。2番鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 議案第25号 令和6年度大郷町一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

住みやすいまちづくりのための施策として、次の点は評価されるものと考えます。

小学校、中学校に通学している児童生徒を対象にした学校給食費の全額助成、18歳に達する日の年度の末日までを対象とするすこやか子育て医療費助成、国保会計の繰出金に関連して18歳未満の被保険者の均等割額を支援する国民健康保険子育て支援補助金、難聴の方々の補聴器購入に対する助成制度、これらの支援事業は県外でも先進的なものとなっています。各事業への取組は高く評価するものであり、田中町長と執行部の皆様に敬意を表すものであります。

一方で、次の点については指摘をしておかなければならないと思います。

歳入の部について、企業版ふるさと納税の制度は、企業にとっては節税や地域貢献が可能で、地方公共団体にとっては資金集めに役立つものとなっています。その運用に当たっては、国が示す基準ガイドラインに沿った対応を求めます。

歳出の部について。

1、農業後継者育成対策は喫緊の課題となっております。町以外からの支援と併せて、町独自の施策も必要と考えますが、今回の予算には反映されておりません。改善を求めたいと思います。

2、ドローンによる農薬散布助成について、先日の予算審査特別委員会にて、農家の方々からの申請はゼロ件との答弁がございました。やはりこれはドローン活用を押し出すために、後から付け足された事業と指摘をしておきたいと思います。

なお、ドローンによる農薬散布については、近隣の自治体で高額なラジコンヘリコプターによる散布との比較で、コスト、作業効率を検証した事例が報告されております。ドローンによる農薬散布については、農家の方々を幅広く支援する施策を求めます。

3、飼料や生産資材の高騰により畜産の危機が深刻化する中で、大郷産仙台牛の消費拡大を図るための取組は、畜産農家の方々を応援する大切なものとなっております。イベント以外の新しい企画の検討など、さらなる充実を求めます。

4、縁の郷の高付加価値化事業として、町内において新たな雇用やビジネスが創出される正の循環を構築することを目的に、サテライトオフィス、コワーキングスペース、コミュニティスペースの整備が進められております。実質の町の負担金は1,700万円の事業となっておりますので、負担に見合った売上げを得られるように、指定管理者の指導を求めます。

5、中村地区にある古民家の活用については、歴史民俗資料館として運営まで任せられる民間企業が現れず、優先度を下げているとの説明がございました。この件については、これまでの議会で様々な議論があったことを把握しておりますが、古民家の活用と歴史民俗資料館は一旦分けて検討すべきと考えます。また、民間任せではなくて、町主導で取り組む方針で構想を検討し、長期的な事業計画の策定を求めます。

6、教育委員会事務事業の点検評価報告書によりますと、歴史民俗資料館については、令和元年分の報告書で課題として、歴史民俗資料館を今後どうするのか、町として総合的に検討し、今後の方針について結論を出す必要があると整理されております。それ以降、古民家の活用とリンクをされ、優先度が下がり、動きがストップしております。町として、総合的に検討する対応を求めます。

7、老人ふれあいの家心郷は高齢者65歳以上の方の健康を保持し、生

き生きと元気に過ごせるように支援をしていく施設でございましたが、令和5年7月4日から隣接する温泉施設の閉館に伴い、休館しております。心郷を利用していた方々から、代替となるサービスを求める声が寄せられております。高齢者の方々が集える場所の提供や、無料送迎バスの運行など、代替サービスの実施を要望いたします。

8、町内の県道が多くの箇所ですら損傷している問題について、先日の予算審査特別委員会にて、担当課より県に対して早期の復旧を要望しているとの答弁がございました。復旧工事が遅れている原因と、いつ頃に復旧工事が行われるかの見通しについて県に確認を行い、確認結果を町民の方々に周知されることを要望いたします。

以上の理由で、議案第25号に反対をいたします。御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ございませんか。ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより議案第25号について採決をいたします。

この採決は、起立により行います。

令和6年度大郷町一般会計予算に対する委員長報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和6年度大郷町国民健康保険特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第26号について採決いたします。この採決は起立により行います。

令和6年度大郷町国民健康保険特別会計予算に対する委員長報告は、

可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和6年度大郷町介護保険特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより議案第27号について採決いたします。この採決は起立により行います。

令和6年度大郷町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和6年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第28号について採決いたします。この採決は起立により行います。

令和6年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は、可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和6年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより議案第29号について採決いたします。この採決は起立により行います。

令和6年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算に対する委員長の報告は、可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和6年度大郷町水道事業会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより議案第30号について採決いたします。この採決は起立により行います。

令和6年度大郷町水道事業会計予算に対する委員長の報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和6年度大郷町下水道事業会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより議案第31号について採決いたします。この採決は起立により行います。

令和6年度大郷町下水道事業会計予算に対する委員長の報告は、可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第32号 大郷町長等の損害賠償責任の一部免責に関する
条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第9、議案第32号 大郷町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） それでは、議案第32号の提案理由を申し上げます。
議案書1ページをお開き願います。

議案第32号 大郷町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

大郷町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年大郷町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年3月19日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の改正理由を申し上げます。

今回、公金事務の私人への委託に関する制度の見直し等が行われ、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことで発生する地方自治法の条ずれに伴い、対象箇所を引用した条項について改正するものでございます。

2ページをご覧くださいます。

改正条文について、御説明いたします。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は令和6年4月1日としてございます。

議案第32号 大郷町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についての説明は以上でございます。

以上議案第32号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないですか。ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第32号 大郷町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第33号 令和5年度大郷町一般会計補正予算（第10号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第10、議案第33号 令和5年度大郷町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君） それでは、3月定例会に追加提案いたします一般会計補正予算（第10号）の概要について御説明いたします。

予算書の2ページのほうをお開き願います。

議案第33号 令和5年度大郷町一般会計補正予算（第10号）

令和5年度大郷町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億9,533万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月19日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算でございますが、2件の企業版ふるさと納税寄附申請書の提出があり、1件は令和5年度予算に充当いたしますが、もう1件分は令和6年度以降の事業に充当するため、御可決いただきました大郷町企業版ふるさと納税基金条例第3条の規定に基づき、補正予算を計上し積立てするものでございます。

また、庁舎管理費の消耗品費において、予算に不足が生じる見込みで

あることから、併せて補正をさせていただくものでございます。

3 ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を御説明いたします。
まず、歳入です。

第18款寄附金第1項寄附金1億10万円の増額補正です。2件の寄附金になります。1件は、令和6年2月28日に東京都の転職支援サイトを運営する企業から、ふるさと納税サイトを通じて、若い世代が結婚・出産・子育てを安心してできるまちを創る事業を用途に10万円。もう1件は、令和6年3月14日に東京都に本社のある合成樹脂、化成品、電子機器等の輸出入及びIP自動車部品等の製造を行う企業から、スポーツX様からの御紹介で、産業振興により安定した雇用を創出し、活力のあるまちを創る事業を用途に1億円の寄附申出があったものでございます。2件とも、3月中に納付される予定でございます。

第19款繰入金第1項基金繰入金10万円の増額補正です。内閣府の企業版ふるさと納税に係る地域再生計画認定申請マニュアルにより、積立額は寄附金の10割未満とすることになっておりますので、財政調整基金から10万円を繰り入れするものでございます。

歳入補正額合計1億20万円の増額補正となります。

続きまして、4ページを御覧いただきたいと思っております。

歳出になります。

第2款総務費第1項総務管理費1億20万円の増額補正です。うち、積立金1億10万円につきましては、歳入で御説明いたしました寄附金1億10万円のうちの1億円と、財政調整基金から繰り入れする10万円を、令和6年度以降の事業に充当するため、基金として積立てするものでございます。

なお、残りの寄附金10万円は基金条例可決前の寄附金であるため、積立ては行わず、年度内の予算に充当いたします。

また、消耗品10万円につきましては、庁舎管理費の消耗品において不足が生じる見込みであることから、併せて補正をさせていただくものでございます。

歳出補正額合計1億20万円の増額となります。

以上、補正前の予算額62億9,513万8,000円に、歳入歳出とも1億20万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ63億9,533万8,000円とするものです。

一般会計補正予算につきましても以上のとおりとなります。

議案第33号 一般会計補正予算（第10号）につきまして、次ページ以降の事項別明細書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。2番鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 企業版ふるさと納税の運用に当たっては、寄附を行った企業は寄附を行った自治体から経済的な利益を得ることはできないというルールになっております。自治体のほうから見て、どういった行為がその利益を与える行為になるかというQ&Aをまとめた資料が公表されておりますが、そういった資料を見たことはございますでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

Q&Aについては、確認はしております。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） そのQ&Aの中に、寄附を行う法人に対して禁止されている行為が幾つかあるんですが、そのうち、その寄附を行うことの代償として、入札及び許認可において便宜の供与を行うこと、このことが禁止をされているのですが、こういった事項について、ちゃんと遵守するというお考えでしょうか。お伺いいたします。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

寄付の代償として、その経済的な利益を得ることは禁止されるというふうになっておりますので、それを遵守した形での基金の活用を図っていきたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） もう一つちょっと確認をしたいのですが、寄附を行った企業は町が発注する仕事の契約を結んでもよいということになっております。これには、入札が正当に行われることというのが前提となっております。先ほどのQ&Aの資料を見ますと、この寄附の受領を理由に、寄附を行った法人とその他の法人を別に取り扱う行為、こういったものは行わないようにという注意がございますが、そういった点についても守っていくお考えかどうか、確認をさせていただきます。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

基金の運用につきましては、国のほうの示しているものに沿って運用

のほうをいたしますので、禁止されていることについてはもちろん注意しながら進めるということでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。10番石垣正博議員。

10番（石垣正博君） この企業版ふるさと納税について、地方再生計画を国に上げる際、計画の確定ということ、これをもって国のほうに上げておるということでありまして。その中で今回1億と10万円、もう既にその金額がもう50%以上になった。その中で2億5,000万円、これはどうなのか、十分なのかどうか、その辺はどのように考えておられますか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

本議会の中でも一部回答しているところがございますが、現在の地域再生計画につきましては、寄附の金額の目安というところがございますが、そこが2億5,000万円になっております。今回、この寄附を頂くというお話も含めまして、今後、その金額ですと上限を超えてしまう可能性があるものですから、国のほうにこの地域再生計画の金額を見直したいという協議をしておりますので、再生計画の更新といいますか、そういう形の事業を進める予定でございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） 今の答えでありますと、要するに今後増えるであろうということで、前に3月4日の議会であったその10倍、25億円、25億円というような数字が出てくるわけでありましてよね。その中で、今の変更をするということで、今から国のほうに上げるということではないでしょうか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

金額につきましては相手がいることでございますので、確定したものはなかなか難しいんですが、地域再生計画に謳っている寄附金の目安を超えた寄附を受けてはならないというふうにマニュアルで決まっておりますので、この点につきましては今回のことにかかわらず、今後の企業版ふるさと納税を町のほうで積極的に進めるに当たって、限度額を超えるということは見えておりましたので、既に県、国のほうには事前に協議のほうをしておりますので、こちらについてはこれから始めるということではなくて、協議のほうはもう始めております。

以上です。

議長（石川良彦君） 石垣議員。

10番（石垣正博君） そうしますと、相当のお金がこの寄附で、企業版ふるさと納税で本町のほうに入ってくるというふうに思うわけでありましてけれども、新聞にいつだったかちょっと忘れましたが、企業版ふるさと納税の件で載ってございました。その中で、施設またはいろいろな工事費用等で15億円を見込んでいるというようなことが報道をされてございます。その中で、そうすると町の手出しを少しでも少なくするということであると思っておりますので、その辺の中でどのくらい、これは分からないと思っておりますけれども、寄附でありますので、相当の金額だなと思っておりますけれども、もう一度その辺をお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

先ほどの繰り返しになりますが、これはあくまで寄附になりますので、町のほうでもうその金額を見込んで計画をしているというわけではございませんで、ただ、県、国と協議した中で、その金額を超えた寄附を受けることができないということでございますし、その金額を、さらに町のほうで見込んだ金額を下回っても特にペナルティーはないというお話をいただいておりますので、町の持ち出しを少しでも減らすためにという根拠の中で、そのような額を設定して、計画のほうを変更する手続のほうを進めているという状況でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないですか。ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第33号 令和5年度大郷町一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議員派遣の件

議長（石川良彦君） 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。会議規則第112条第1項の規定により、お手元に配付したとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第12 閉会中の所管事務調査

議長（石川良彦君） 日程第12、閉会中の所管事務調査を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第70条の規定によりお手元に配付した所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（石川良彦君） 以上をもって、今定例会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今定例会は、3月4日開会以来、本日までの16日間にわたり、令和6年度各種会計当初予算案をはじめ、各種重要議案について終始熱心に御審議をいただき、本日その全議案を議了し、無事閉会の運びになりましたことは、議員各位とともに誠にご同慶に堪えない次第であります。

また、執行者であります町長をはじめ、教育長、課長各位におかれましては、審議の間、常に真摯な態度で審議に御協力をくださいました。その御労苦に対し深く敬意を表しますとともに、本会議あるいは予算審査特別委員会において出されました意見、要望には十分配慮していただき、今後の行政運営に十分反映されますようお願いするものでございます。

終わりに、議員各位にはくれぐれも御自愛をいただき、町政推進に御尽力賜わらんことをお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これにて、令和6年第1回大郷町議会定例会を閉会といたします。
大変御苦労さまでございました。

午 前 10時39分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員